

参考 1 調査内容の保護

統計法で、調査に従事する者の守秘義務や、調査票情報等の適正な管理などが定められており、調査で得られた秘密や個人情報の保護には万全を期しています (例えば、記入された調査票は、統計の作成後に溶解処分されます。)

参考 2 報告義務及び個人情報保護法制

統計法第 13 条では、労働力調査などの国の重要な統計調査である基幹統計調査を行う場合には、「報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。」と規定されており、報告義務が課されています。

また、調査を実施する上で統計法第 30 条の規定に基づき関係者に情報提供の協力を依頼する場合があります。「個人情報の保護に関する法律」第 27 条第 1 項では、個人情報取扱事業者は、「あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。」とされていますが、例外として「法令に基づく場合」などは提供することが認められています。統計法第 30 条の規定に基づく協力依頼があった場合は、この「法令に基づく場合」に該当することから、個人情報であっても本人の同意なしに情報を提供することが認められています。

参考 3 統計法 (平成 19 年法律第 53 号) の関係条文

(報告義務)

- 第 13 条 行政機関の長は、第 9 条第 1 項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。
- 2 前項の規定により報告を求められた個人又は法人その他の団体は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
 - 3 (略)

(統計調査員)

- 第 14 条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の実施のため必要があるときは、統計調査員を置くことができる。

(地方公共団体が処理する事務)

- 第 16 条 基幹統計調査に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長又は教育委員会が行うこととすることができる。

(協力の要請)

- 第 30 条 行政機関の長は、前条第 1 項及び第 2 項に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等その他の関係者又はその他の個人若しくは法人その他の団体 (次項において「被要請者」という。) に対し、必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求めることができる。
- 2 (略)

(調査票情報等の適正な管理)

- 第 39 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならない。
- 一 行政機関の長 当該行政機関が行った統計調査に係る調査票情報、第 27 条第 1 項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報 (当該情報の取扱いに関する業務の委託を受けた場合その他の当該委託に係る業務を受託した場合における当該業務に係るものを除く。)、第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第 35 条第 1 項の規定により作成した匿名データ
 - 二～五 (略)
- 2 (略)

(守秘義務)

- 第 41 条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。
- 一 第 39 条第 1 項第 1 号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者

当該情報を取り扱う業務

二～四 (略)

五 地方公共団体が第 16 条の規定により基幹統計調査に関する事務の一部を行うこととされた場合において、基幹統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第 29 条第 1 項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報の取扱いに従事する当該地方公共団体の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務

六 (略)

第 57 条 次の各号のいずれかに該当する者は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第 41 条の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者

三 (略)

2 (略)

参考 4 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の関係条文

(第三者提供の制限)

第 27 条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 法令に基づく場合

二～七 (略)

2～6 (略)